

報酬等に関する開示事項【連結・単体共通】

[1] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

- (1) 「対象役職員」の範囲
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。
- ①「対象役員」の範囲
「対象役員」は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。
- ②「対象従業員等」の範囲
当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。
なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。
- (ア)「主要な連結子法人等」の範囲
「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当はありません。
- (イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲
「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「役員の期末人員数(社外役員を除く)」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。
なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
- (ウ)「当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
「当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。
- (2) 対象役職員の報酬等の決定について
対象役職員の報酬等の決定について
当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会決議の限度内で役位ごとに金額を定め、指名報酬委員会による審議・答申を経たのち、取締役会において決定することとしております。
また、監査等委員である取締役の報酬についても上記限度内で、監査等委員会の協議により決定することとしております。
- (3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数(2023年4月~2024年3月)
取締役会	1回
指名報酬委員会	7回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

[2] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について
「対象役員」の報酬等に関する方針
当行の具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、
・基本報酬
・業績連動報酬
・非金銭報酬(株式報酬)
としております。
基本報酬は、主として役員としての職務内容を勘案し、業績連動報酬は、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査等委員である取締役を対象外としたうえで、親会社であるちゅうぎんフィナンシャルグループの連結業績を勘案して決定しております。株式報酬も、業務執行から独立した立場である社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役を対象外としたうえで、役員職位に応じたちゅうぎんフィナンシャルグループ株式を付与しております。

[3] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額(上限)が決議され、決定される仕組みになっております。
また、業績連動報酬制度は、ちゅうぎんフィナンシャルグループの連結業績に連動する形で報酬額が決定される仕組みになっております。

(1) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
当行の対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は、限度額ベースで約25%弱であり、下記①に記載のとおりテーブルに基づき決定しております。

①業績連動部分の算出方法について
業績連動報酬の内容はちゅうぎんフィナンシャルグループと同様であります。

[4] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
(単位:人、百万円)

REM1: 当事業年度に割り当てられた報酬等			
項番		イ	ロ
		対象役員(除く社外役員)	対象従業員等
1	対象役員及び対象従業員等の数	11	—
2	固定報酬の総額(3+5+7)	191	—
3	うち、現金報酬額	156	—
4	3のうち、繰延額	—	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	34	—
6	5のうち、繰延額	34	—
7	うち、その他の報酬額	—	—
8	7のうち、繰延額	—	—
9	対象役員及び対象従業員等の数	8	—
10	変動報酬の総額(11+13+15)	39	—
11	うち、現金報酬額	39	—
12	11のうち、繰延額	—	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14	13のうち、繰延額	—	—
15	うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—
17	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18	退職慰労金の総額	—	—
19	うち、繰延額	—	—
20	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21	その他の報酬の総額	—	—
22	うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額(2+10+18+21)	231	—

(注)1 株式報酬型ストック・オプションについては、職位ごとに予め付与金額が決まっているため、固定報酬として記載してあります。
2 株式報酬型ストック・オプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退職時まで繰延べることとしてあります。

	行使期間
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第1回新株予約権	2022年10月3日から2039年7月31日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第2回新株予約権	2022年10月3日から2040年8月2日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第3回新株予約権	2022年10月3日から2041年8月1日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第4回新株予約権	2022年10月3日から2042年8月3日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第5回新株予約権	2022年10月3日から2043年8月2日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第6回新株予約権	2022年10月3日から2044年8月4日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第7回新株予約権	2022年10月3日から2045年7月30日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第8回新株予約権	2022年10月3日から2046年8月2日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第9回新株予約権	2022年10月3日から2047年8月2日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第10回新株予約権	2022年10月3日から2048年8月3日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第11回新株予約権	2022年10月3日から2049年8月2日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第12回新株予約権	2022年10月3日から2050年7月30日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第13回新株予約権	2022年10月3日から2051年7月29日まで
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ第14回新株予約権	2023年2月3日から2053年2月2日まで

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

[5] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

(単位：百万円)

REM3：繰延報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額	
対象役員	現金報酬額	17	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	220	—	—	—	61
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		237	—	—	—	61